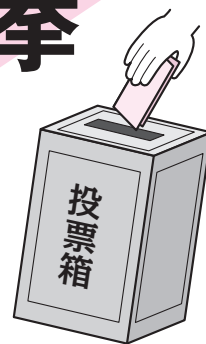


# 埼玉県議会議員一般選挙

投・開票日は**4月10日(日)**

[投票時間 午前7時～午後8時]



⇒選挙管理委員会事務局 (TEL775-9689・FAX775-9819)

## 投票できる人

統一地方選挙によって埼玉県議会議員一般選挙(任期満了4月29日)は4月1日(金)に告示され、4月10日(日)に投票が行われます。この選挙は、私たちの豊かな郷土・埼玉を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

上尾市(選挙区/南第13区)の議員定数は3人です。

埼玉県議会議員一般選挙に投票できる人は、次の要件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。

- ▼年齢 平成3年4月11日までに生まれた満20歳以上
- ▼住所 平成22年12月31日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている

## 1月1日以降上尾市へ転入した人

平成23年1月1日以降に埼玉県内の他市町村から上尾市へ転入の届け出をした人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次のいずれかの方法で投票できます。

- ①投票日の当日(4月10日(日))、前住所地の投票所へ行って投票する
- ②告示日の翌日(4月2日(土))から投票日の前日(4月9日(土))までに、前住所地の選挙管理委員会に行き投票する
- ③投票日の前日(4月9日(土))まで

上尾市の選挙管理委員会で投票する。この場合、前住所地の選挙管理委員会に「投票日の当日、投票所へ行って投票できない」旨を宣誓した書類と「現住所地で投票したい」旨を書き、投票用紙を請求する。請求に基づいて不在者投票関係の書類が郵送されるので、封を切らずに上尾市選挙管理委員会事務局(市役所4階)または期日前(不在者)投票会場へ持って行く

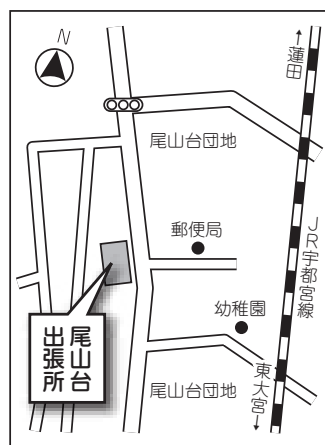
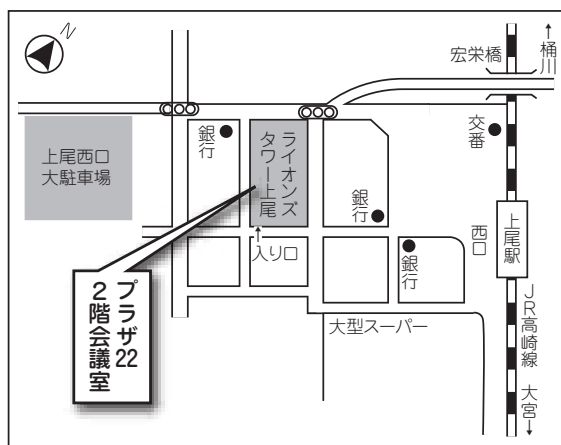
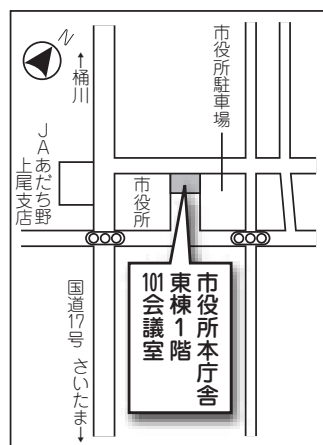
※①～③のいずれかの方法で投票する場合、前住所地から上尾市に住所を移し、引き続き上尾市に住所がある旨の証明書(無料)か、住民票の写しが必要です。

**注意** 埼玉県議会議員一般選挙では、投票日までに県外に転出した人は、投票することができません。

## 期日前(不在者)投票

投票日の当日、仕事などで投票できない人のために、上尾市の選挙人名簿に登録されて

## 期日前(不在者)投票所案内図





いる人で、次のような人は投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます。

●仕事や冠婚葬祭などの予定がある  
●レジャーや買い物などで投票日の当日に投票区内にいない

●引越などでも県内の他の市区町村に住んでいる

●病気、けが、妊娠などの理由で歩くことが困難

▼とき 告示日の翌日(4月2日(土))～投票日の前日(4月9日(土))の毎日午前8時30分～午後8時

▼ところ ①市役所本庁舎東棟1階101会議室②プラザ22の2階会議室(JR上尾駅西口ライオンズタワー上尾内)③尾山台出張所

※③の尾山台出張所での投票時間は午前9時30分～午後5時です。投票専用駐車場がありませんのでご注意ください。

※投票所入場券(届いている場合)をお持ちください。

※投票のためプラザ22へ車で来場する際は、上尾西口大駐車場(4ペー)ジ案内図参照を2時間まで無料で利用できます。駐車券を投票所係員に提示してください。

不在者投票

●出張先など滞在地で 仕事先や旅

行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会です。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局へ早めにお問い合わせください。

●病院などで 不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票できます。

代理・点字・郵便投票

～身体が不自由な人のために～  
身体が不自由な人のために、次のような投票方法がありますので、ご利用ください。

代理投票

身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって書きます。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけないことになっていきますので、ご安心ください。

点字投票

目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

郵便投票

郵便投票制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人または介護保険の被保

険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり投票所へ行くことができない人です。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

また、身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがありますので、詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票所入場券は3月下旬に郵送

選挙人名簿に登録されている人には、3月下旬に投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は3人連記式となっていますので、それぞれ各自で切り離し、氏名を確かめてから、投票所に行く際にお持ちください。

入場券が見当たらない場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名・写真・政策などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに新聞折り込みで配布します。投票の参考にしてください。

折り込みを予定している新聞は、読売・朝日・毎日・東京・日本経済・

産経・埼玉新聞の各朝刊です。これらの新聞を購読していない場合や折り込み漏れなどで配布されなかった場合は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、市内の駅・郵便局などに備えてありますので、ご利用ください。

開票は即日、市民体育館で

今回の県議会議員一般選挙は、次のように即日開票されます。

▼とき 4月10日(日)午後9時～

投票・開票速報を市ホームページでも発表します。

※選挙管理委員会で作成した『選挙のお知らせ』を新聞折り込みで3月に配布する予定です。

本庁舎、上尾駅・尾山台出張所

4月10日(日)は  
業務を休ませていただきます

市役所本庁舎1・2階(資産税課、社会福祉課を除く)の窓口、上尾駅出張所、尾山台出張所は、土・日曜日にも業務を行っていますが、4月10日(日)は埼玉県議会議員一般選挙投票日のため業務を休ませていただきます。

⇒庶務課(☎775-4963・☎775-9819)  
自治振興課(☎775-4539・☎775-9819)